

ふくしま

2022・No.105



くらしの情報 冬号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



エシカルキャンペーンに応募しよう！ 環境アプリで 気軽にエシカル！

**エシカル
キャンペーンが
スタートします！
(12月～2月まで)**



エシカル消費ってなに？

“エシカル (ethical)” = “倫理的” 消費で、人や社会、環境を考
えて商品やサービスを選択する消費行動のことを「エシカル消費」
といいます。

福島県環境アプリとの連携



12月～2月に福島県環境アプリを活用し、エシカルアクション
を実践してエシカル商品(プレゼント例:東北杉の和柄コースター、
フローズンフルーツ、障がいのある方が製作した革小物、会津木綿
のポーチなど)に応募できるキャンペーンを実施しています！

エシカルアクション(例)

- ・自分の地域で生産されたものを買う。
- ・食品を購入する際は陳列棚の手前から取る「てまえどり」
を実践する。
- ・プラスチックの使用量を少なくするためにマイバッグを使う。



福島県 環境アプリ



福島県環境アプリでは、お住まい
の地域のごみ収集カレンダーが表示
されるほか、「ごみ分別事典」で分別
方法を調べることもできます。

また、毎日のエコ活動でポイント
を貯めると、エシカルキャンペーン
期間だけでなく、年間を通じて、県
産品やエコグッズなどの抽選にも応
募できます。

まずは「福島県環境アプリ」をス
マートフォンにダウンロードしまし
よう！



まずはダウンロード！
福島県環境アプリ





福島県多重債務者相談強化キャンペーン

12月は「多重債務者相談強化キャンペーン期間」です



多重債務とは、複数の金融業者などから借り入れをしている状態で、個人の返済能力を超えて借金をしている状態をいいます。

福島県弁護士会、福島県司法書士会などの協力を得ながら、県内実施市町村とともに「多重債務者相談強化キャンペーン」（弁護士や司法書士による無料法律相談会）を12月1日（木）～12月25日（日）に実施しています。

また、併せて「こころの健康相談」（福島市、郡山市、会津若松市、いわき市）やファイナンシャルプランナーによる「生活再建等相談」（県消費生活センター）を行っておりますので、ぜひご利用ください。

各相談会の日時・開催場所については、県消費生活課のホームページをご覧ください。



「生活費のために」
「借金の返済のために」

新しく借り入れをする前に、家計の見直しについて、専門家に相談することが大切です。

相談窓口



こんなことに気をつけて！（相談事例）

事例1（靈感商法）



電話占いサイトで、霊能者を名乗る人から「悪霊がついている。300万円の像を飾れば幸せになれる」といわれた。

お金がないといって断ると、借金をして支払うよう強く勧誘されたので支払ってしまった。

☆靈感等の特別な能力で、消費者に重大な不利益が生じることを示して不安をあり、契約が必要と告げた場合、消費者契約法による契約の取り消しができる場合があります。

☆電話で勧誘されて祈祷サービスや商品などを契約した場合、特定商取引法上の電話勧誘に該当するため、クーリングオフ（契約の無条件解除）ができる場合があります。



事例2 (送りつけ商法)



高齢の母親が電話で海産物を勧められて断ったが、代引き配達で商品が届き、代金を支払ってしまった。

☆事業者からの電話勧誘で契約したときは、クーリングオフ（契約の無条件解除）ができます。

☆一方的に商品を送り付けられた場合は、送り主の名称や所在地等事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。



知っていますか？ 困ったときの「188」！

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。

「188」にダイヤルすれば全国どこからでもつながるよ！



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



困ったときは ひとりで悩まずすぐ相談！
福島県消費生活センター 024-521-0999



LINE公式アカウント みんなに知ってほしいことを月イチ配信！

県消費生活センターでは、若年者の消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。

ぜひ友だち登録をお願いします！

友だち登録方法（どちらか選んでください）

- ① 右のQRコードをスマートフォンで読み取る
- ② LINEのID検索欄で「@930esdof」を検索



友達登録よろしくね！





くらしの危険（冬に多い製品事故）



冬は、電気やガス、石油などを使った暖房・調理器具の使用頻度が増える季節です。しかし、私たちの生活を支える身近な製品の中には「製品事故」という危険も潜んでおり、使用方法を誤ると思わぬ事故につながることもあります。

家庭の中ではどのような製品事故が発生しているのでしょうか。注意すべきポイントを改めて確認しましょう！

カセットこんろ

こんな事故が発生！

- ・ガスが漏れて、カセットこんろから発火した
- ・カセットボンベが過熱されて爆発した



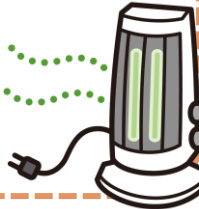
- カセットボンベが正しく装着されている状態で使用する
- カセットこんろに適合したカセットボンベを使用する
- ガスこんろやストーブなどの熱源の近くに置かない



電気ストーブ

こんな事故が発生！

- ・電気ストーブが寝具に触れて、火災が発生した
- ・洗濯物が電気ストーブに接触し、火災が発生した



- 周辺に燃えやすいものを置かない
- 洗濯物を上部や近くに干さない
- 就寝時は電源を切る
- 外出する際は電源を切り、電源プラグを抜く



出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。

日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、
エンカル消費、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士等）など

【申込先】県消費生活センター（消費生活課） FAX 024-521-7982

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。